



(第1面)

産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 4 年 6 月 20 日

京都府知事 様



提出者

住 所 大阪府大阪市北区豊崎3-19-3

ピアスター16F

氏 名 東急建設株式会社関西支店

執行役員支店長 薬丸 歩

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 06-6377-6522

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第10項の規定に基づき、令和 年度の産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	東急建設株式会社関西支店 京都府管轄内事業場
事業場の所在地	京都府管轄区域内
事業の種類	0600 総合工事業
産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和3年4月1日～令和4年3月31日

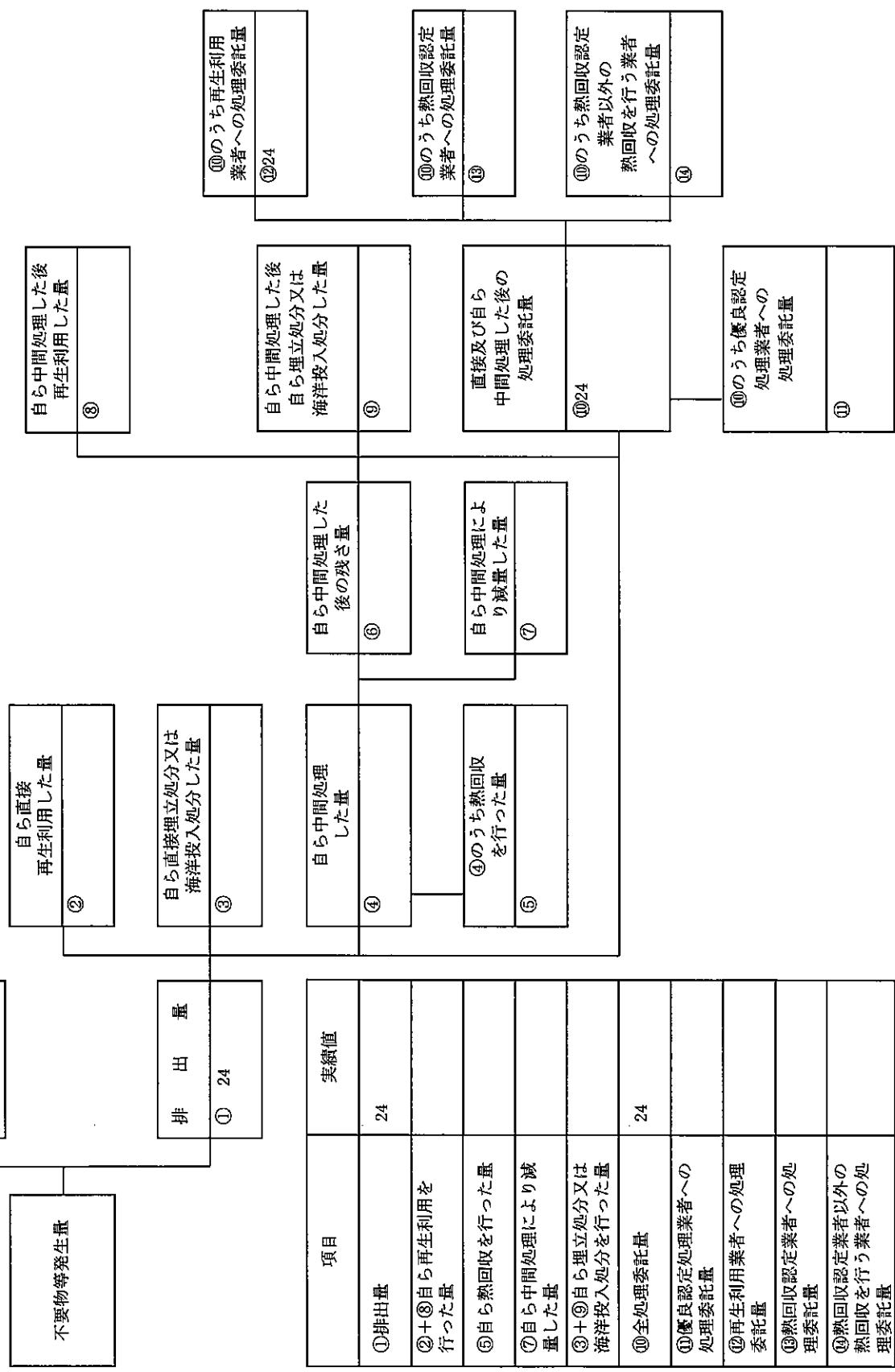
産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	1,293 t	全処理委託量	1,293 t
自ら再生利用を行う 産業廃棄物の量	0 t	優良認定処理業者への 処理委託量	104 t
自ら熱回収を行う 産業廃棄物の量	0 t	再生利用業者への 処理委託量	1,205 t
自ら中間処理により減量する 産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者への 処理委託量	0 t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 産業廃棄物の量	0 t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	0 t
※事務処理欄			

(日本産業規格 A列4番)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類: アスコシガラ)



計画の実施状況 (産業廃棄物の種類: コンクリートガラ)

項目	実績値
① 排出量	85.68
② + ③ 自ら再生利用を行った量	
④ 自ら中間処理した量	
⑤ のうち熱回収を行った量	
⑥ 自ら中間処理による減量	
⑦ 自ら中間処理により減量した量	
⑧ + ⑨ 自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩ 全処理委託量	85.68
⑪ 優良認定処理業者への処理委託量	23.68
⑫ 再生利用業者への処理委託量	85.68
⑬ 熱回収認定業者への処理委託量	
⑭ 熱回収を行いう業者への処理委託量	

項目	実績値
① 有償物量	

項目	実績値
② 不要物等発生量	

項目	実績値
③ 自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	

項目	実績値
④ 自ら中間処理した量	

項目	実績値
⑤ のうち熱回収を行った量	

項目	実績値
⑥ 自ら中間処理による減量	

項目	実績値
⑦ 自ら中間処理により減量した量	

項目	実績値
----	-----

項目	実績値
----	-----

項目	実績値
----	-----

自ら中間処理した後再生利用した量	⑤
⑩ のうち再生利用業者への処理委託量 ⑪ 85.68	

自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	⑨
⑪ のうち熱回収認定業者への処理委託量 ⑫ 13	

直接及び自ら中間処理した後の残さ量	⑥
⑪ のうち熱回収認定業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量 ⑬ 11	

直接及び自ら中間処理した後の残さ量	⑥
⑪ のうち優良認定処理業者への処理委託量 ⑫ 23.68	

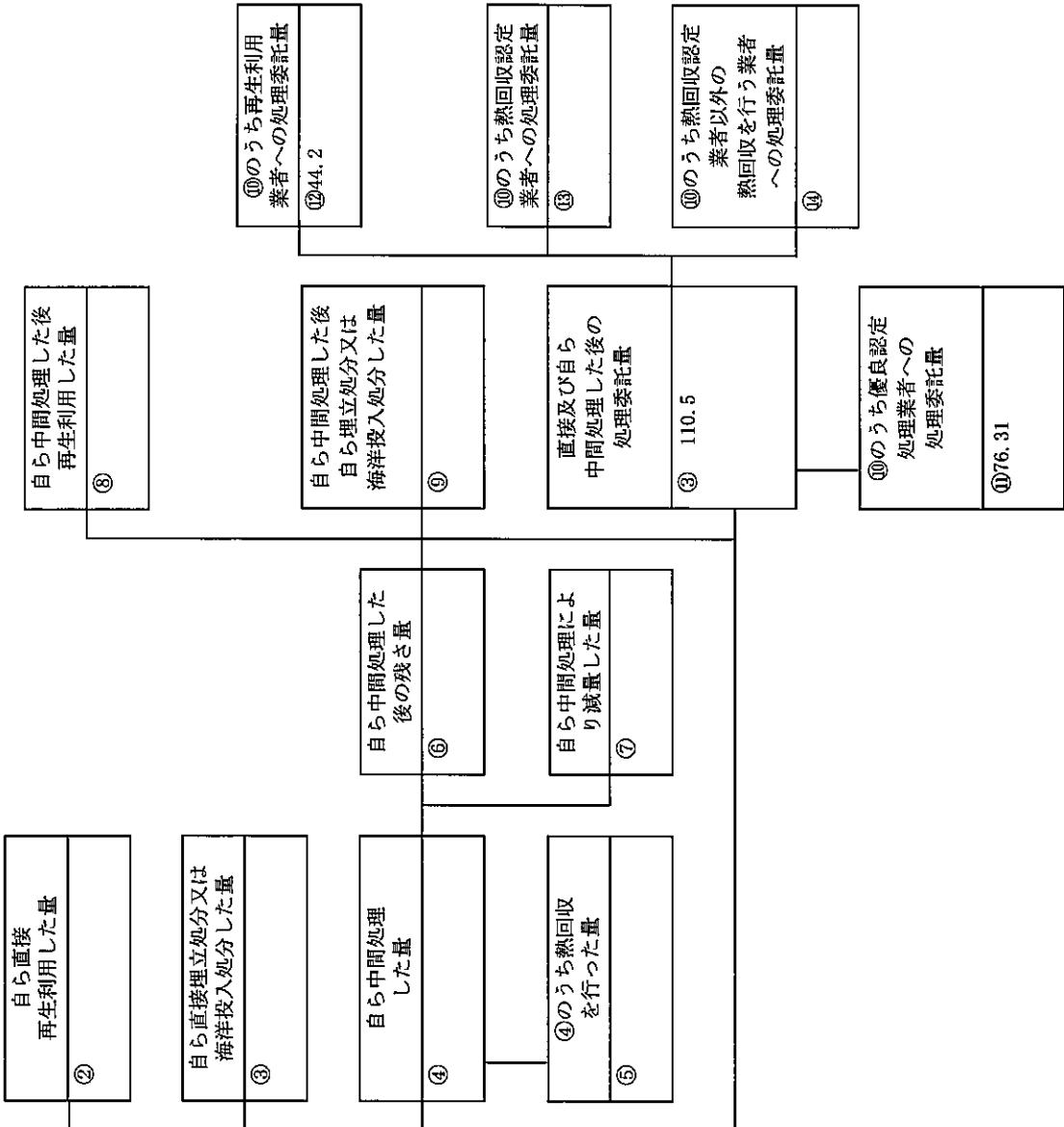
計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：混合廃棄物（管理型含む）)

有償物量
不要物等発生量

排出量
② 110.5

項目	実績値
①排出量	110.5
②+③自ら再生利用を行った量	
④自ら中間処理した量	④
⑤自ら熱回収を行った量	⑤
⑥自ら中間処理により減量した量	
⑦自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑧自ら中間処理した後再生利用した量	⑧
⑨自ら直接埋立処分又は海洋投入処分した量	③
⑩自ら中間処理した後再生利用した後再生利用した量	⑪
⑪自ら直接利用した量	②
⑫自ら中間処理した後再生利用した後再生利用した後再生利用した量	⑫44.2
⑬自ら中間処理した後自ら埋立処分又は海洋投入処分した量	
⑭自ら中間処理した後直接及び自ら中間処理した後の残さ量	⑨
⑮自ら中間処理により減量した量	⑦
⑯自ら中間処理した後直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑬
⑰自ら中間処理した後再生利用した後直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑫
⑱自ら中間処理した後直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑯
⑲自ら中間処理した後直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑳
⑳自ら中間処理した後直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑳76.31
⑳自ら中間処理した後直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑳44.2
⑳自ら中間処理した後直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑳
⑳自ら中間処理した後直接及び自ら中間処理した後の処理委託量	⑳76.31



計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：廃プラスチック)

有 備 物 量
不要物等発生量

不
要
物
等
発
生
量

排 出 量
④ 36.575

排
出
量

自ら直接
再生投入した量
③

自ら直接埋立処分又は
海洋投入した量
②

項目	実績値
①排出量	36.575
②+③自ら再生利用を行った量	
⑤自ら熱回収を行った量	
⑦自ら中間処理により減量した量	
③+⑤自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った量	
⑩全処理委託量	36.575
⑪優良認定処理業者への処理委託量	17.5
⑫再生利用業者への処理委託量	36.575
⑬熱回収認定業者への処理委託量	
⑭熱回収を行う業者への処理委託量	

自
ら
直
接
再
生
利
用
し
た
量
②

自
ら
中
間
処
理
し
た
後
再
生
利
用
し
た
量
③

自ら中間処理した後 再生利用した量 ⑧
⑩のうち再生利用業者への処理委託量 ⑫36.575
自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入した量 ⑨
⑪のうち熱回収認定業者への処理委託量 ⑯
自ら中間処理した 後の残さ量 ⑥
自ら中間処理による 減量した量 ⑦
直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量 ⑯
⑩のうち熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量 ⑯
⑪のうち優良認定 処理業者への 処理委託量 ⑯
⑭のうち熱回収を行 う業者への処理委託量 ⑯

(第2面)

計画の実施状況

(産業廃棄物の種類：廃石膏ボード)

有償物量
不要物等発生量

自ら直接 再生利用した量
②

自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量
③

排出量
⑤ 54.25

項目	実績値	自ら中間処理 した量	自ら中間処理 した後の残さ量	自ら中間処理によ り減量した量	直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量	⑩のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行いう業者 への処理委託量
①排出量	54.25	④	⑥	⑦	⑪54.25	⑫
②+⑧自ら再生利用を 行った量						
⑤自ら熱回収を行った量						
⑥自ら中間処理により減 量した量						
⑦自ら埋立処分を行った量						
③+⑨自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量						
⑩全処理委託量	54.25					
⑪優良認定処理業者への 処理委託量	54.25					
⑫再生利用業者への処理 委託量	54.25					
⑬熱回収認定業者への処 理委託量						
⑭熱回収を行いう業者への処 理委託量						

自ら中間処理した後
再生利用した量

⑧

⑩のうち再生利用
業者への処理委託量
⑫54.25

自ら中間処理した後
自ら埋立処分又は
海洋投入処分した量

⑨

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量
⑬

直接及び自ら
中間処理した後の
処理委託量

⑪54.25

⑩のうち熱回収認定
業者への処理委託量
⑭

⑪54.25

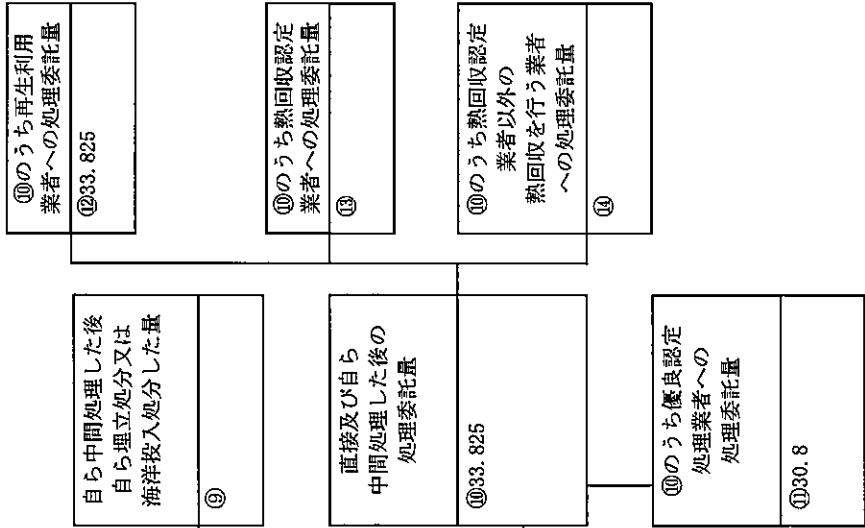
計画の実施状況 (産業廃棄物の種類:木くず)

有償物量

不要物等発生量

排出量
⑥ 33.825自ら直接
再生利用した量
②排出量
⑥ 33.825自ら直接埋立処分又は
海洋投入処分した量
③

項目 実績値

①排出量
33.825自ら中間処理
した量
④②+③自ら再生利用を行った量
33.825自ら中間処理した
後の残さ量
⑥⑤自ら熱回収を行った量
33.825自ら中間処理により減
量した量
⑦⑧自ら埋立処分又は
海洋投入処分を行った量
33.825自ら中間処理により減
量した量
⑨⑩全処理委託量
33.825自ら中間処理により減
量した量
⑩⑪優良認定処理業者への
処理委託量
30.8自ら中間処理により減
量した量
⑪⑫再生利用業者への処理
委託量
33.825自ら中間処理により減
量した量
⑫⑬熱回収認定業者への処
理委託量
30.8自ら中間処理により減
量した量
⑬⑭熱回収を行いう業者への
処理委託量
30.8自ら中間処理により減
量した量
⑭自ら中間処理した後
再生利用した量
⑮自ら中間処理した後
再生利用した量
⑯自ら中間処理した後
再生利用した量
⑰自ら中間処理した後
再生利用した量
⑱

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の産業廃棄物の処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 産業廃棄物の種類が2以上あるときは、産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。